

藤沢市防災倉庫広告掲出要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、藤沢市防災安全部防災政策課（以下「市」という。）が管理する防災倉庫（以下「倉庫」という。）への広告の掲出について必要な事項を定めるものとする。

(広告の内容)

第2条 倉庫に掲出することができる広告の内容は、公共性、公益性を損なうおそれがないもので、かつ、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 公序良俗に反するおそれがあるもの
- (2) 市の公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 政治的活動又は宗教的活動に関するもの
- (4) 求人広告に関するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業に係るもの及びこれに類するもの
- (6) 貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの
- (7) 消費者保護の観点から、ふさわしくないもの
- (8) 人権を侵害するおそれのあるもの
- (9) 児童及び青少年の健全育成を阻害するおそれのあるもの
- (10) 学校教育及び塾、予備校等に関するもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、適当でないと市長が認めるもの

(広告の色彩等)

第3条 倉庫に掲出することができる広告の色彩及び形状は、次のとおりとする。

- (1) 色彩については、掲出場所周辺との色合いを損なわないもの
- (2) 形状については、長方形を基本とし、平面であるもの

(広告掲出の優先順位)

第4条 広告を倉庫に掲出する場合における広告の優先順位は、次の各号の順序とする。この場合において、第1号に掲げるもののうちにあつては、同号に掲げる順序とする。

- (1) 国、地方公共団体、公益法人及びこれらに類するものに係る広告
 - (2) 私企業のうち公共性の高い私企業に係る広告
 - (3) 私企業のうち市内に事業所等を有する私企業に係る広告
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認めたものに係る広告
- (広告の掲出方法等)

第5条 倉庫への広告の掲出方法は、広告の内容を表示した特殊フィルムによるものの等とし、倉庫の本体に直接表示する方法によることはできない。

- 2 前項の特殊フィルムの材質は、広告掲出期間中における倉庫からの剥離又は広告撤去の際に倉庫の塗装の剥離を生じさせないものとする。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格、掲出期間、掲出料金及び掲出位置については、別表のとおりとする。

(広告掲出の申込手続等)

第7条 倉庫への広告掲出を申し込もうとするもの（以下「広告主」という。）は、藤沢市防災倉庫広告掲出申込書（第1号様式）に広告案を添付（以下「申込書等」という。）して市長に提出するものとする。この場合、この市に納付すべき市税等を完納していなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書等が提出されたときは、内容を審査してその適否を決定し、その結果を藤沢市防災倉庫広告掲出決定通知書（第2号様式）により当該申込者に通知するものとする。なお、広告の掲出を決定された広告主は、当該広告の内容に関するすべての責任を負うものとする。

- 3 広告主は、藤沢市屋外広告物条例（平成19年条例第23号）による許可を受けなければならない。また、許可を受けたことを証する書類を市へ提示しなければならない。

- 4 市長は、第2項の決定をする場合において、当該決定に係る1の広告の枠について申込書等を提出したものが2以上あるときは、当該申込書等を提出したもののうちから抽選により広告を掲出することができるものを決定する。

(広告掲出料の納入)

第8条 広告主は、市長が指定する期日までに、市が発行する納入通知書により広

告掲出料を一括してこの市に納入しなければならない。

(費用負担等)

第9条 広告の作成費用及び倉庫への掲出費用、また掲出期間の終了若しくは掲出の必要がなくなった場合の倉庫からの撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により倉庫塗装の剥離が生じた場合は、広告主が原状に復するものとする。

3 天災その他不可抗力による場合を除き、広告掲出期間中に市の責において広告の破損等が生じた場合は、市が原状に復するものとする。

(広告掲出の取消し)

第10条 市長は、次の各号に該当するときは、第7条第2項の広告掲出の決定を取消することができる。

(1) 第8条の期日までに広告掲出料を一括して納入しなかったとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この要領の規定に違反したとき。

(既納の広告掲出料の不還付)

第11条 既納の広告掲出料は、還付しない。ただし、市の都合により広告を掲出することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(委 任)

第12条 この要領に定めるもののほか、広告の掲出に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成21年10月1日から施行する。

この要領は、平成26年3月10日から施行する。

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

この要領は、令和5年9月1日から施行する。

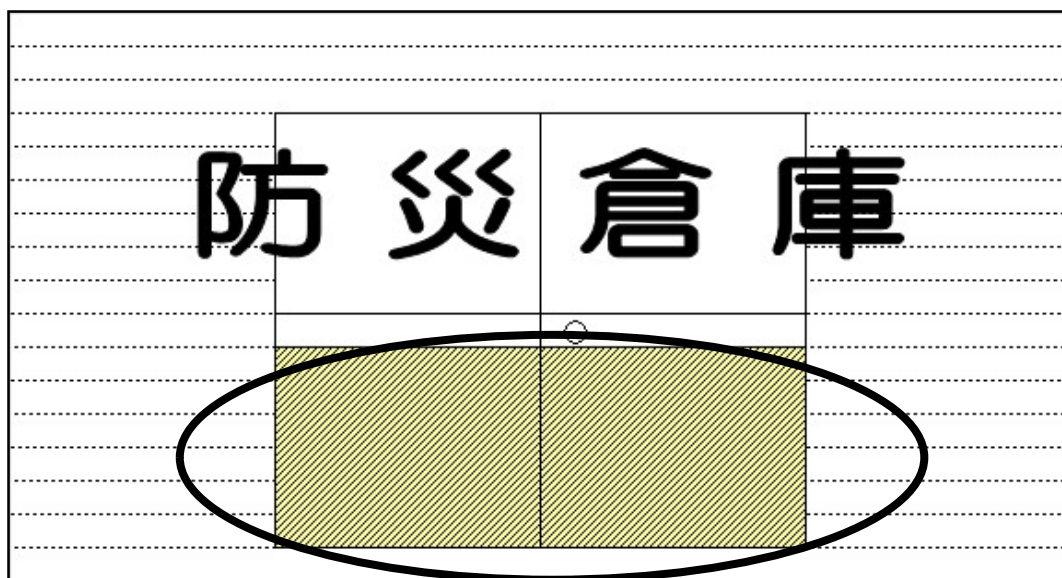
別表(第6条関係)

広告の規格

防災倉庫設置施設	規格(cm)(縦×横)	掲出料金(円)
明治市民センター (辻堂新町1-11-23)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
六会市民センター (亀井野4-8-1)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
湘南大庭市民センター 北側 (大庭5406-1)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
湘南大庭市民センター 東側 (大庭5406-1)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
長後市民センター 北側 (長後513)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
長後市民センター 南側 (長後513)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円
御所見市民センター (打戻1760-1)	(75×70×2) 正面扉下2面	15,000円

*掲出期間は、広告の掲出日から1年間とする。

*掲出位置は、上記施設に設置している倉庫の正面扉とする(下図参照)。



注 「防災倉庫」の文字位置は設置場所により違いあり。